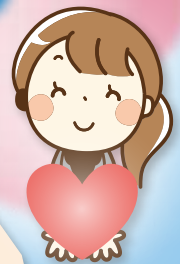


こんにちは! さぬき市 社協です

しゃ きょう



～みんなのために、
一人一人のために～

さぬき市社協は、
市民のみなさんの参加と協力を得て、
地域福祉を推進するための
事業を行っています。



さぬき市社協キャラクター
ふっきーちゃん



社会福祉法人
さぬき市**社会福祉**協議会
しゃ きょう



しゃきょう

さぬき市社会福祉協議会(さぬき市社協)とは?

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき、全国の市区町村、都道府県、指定都市及び全国段階に設置され、そのネットワークにより活動をすすめ、民間組織としての自主性を持つと同時に、広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性を持つ団体です。

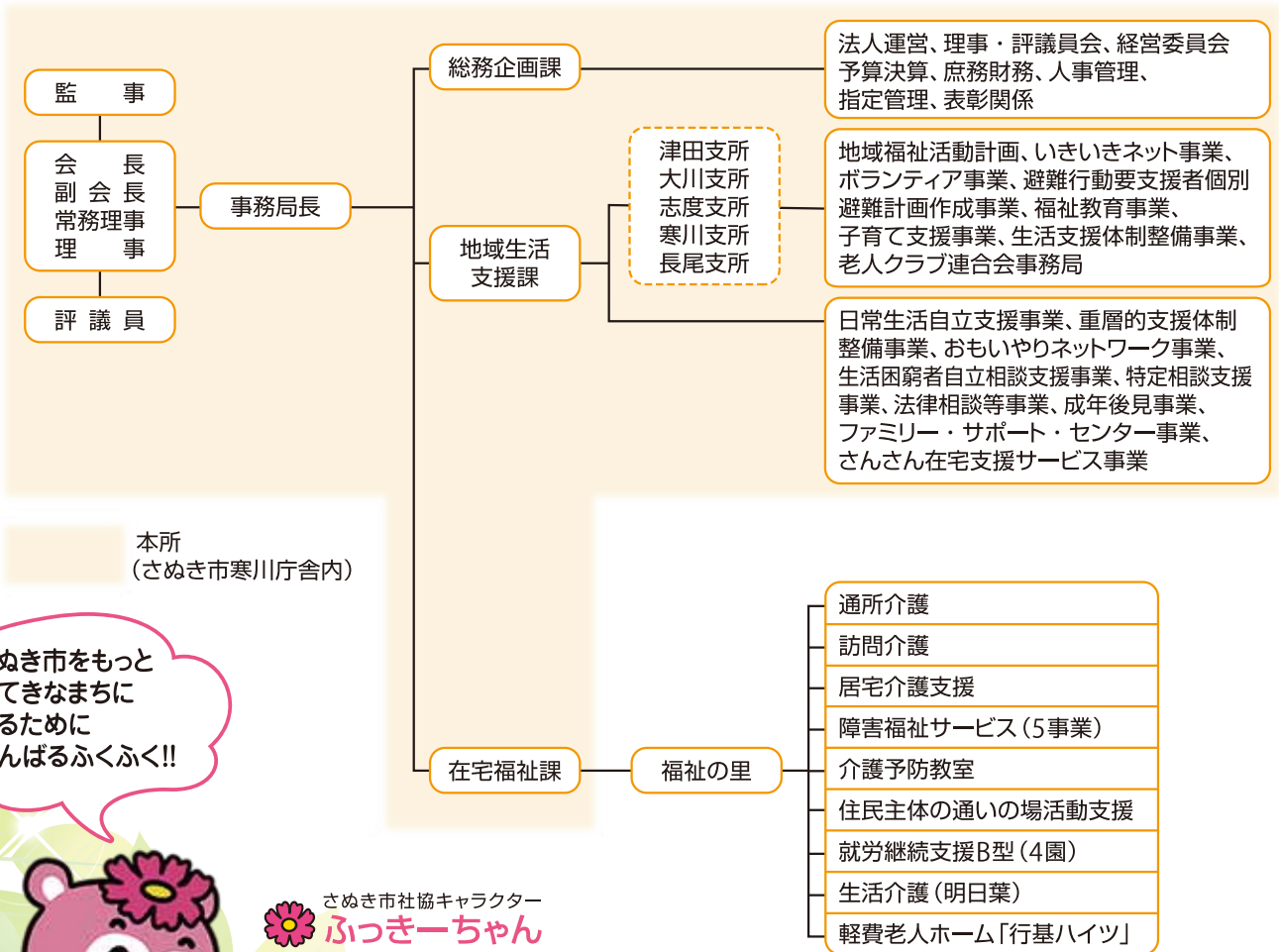
さぬき市社会福祉協議会(以下、さぬき市社協という。)は、地域福祉を推進する中核的な団体として「楽しくいきいきと誰もが安心して暮らすことができる福祉の町づくり」を目的とし、市民のみなさんの参加と協力を得て、暮らしの中に関する様々な問題を解決しながら、みんなが安心して暮らすことのできる地域社会を目指して活動しています。

そのほかにも、介護保険事業にも積極的に参入するなど、様々な福祉サービスを展開しているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

さぬき市社協の経営スローガン

「市民のお役に立つ社協をつくる」

さぬき市社協の組織 (令和6年4月1日現在)



さぬき市をもっと
すてきなまちに
するために
がんばるふくふく!!



さぬき市社協キャラクター ふっきーちゃん

ふっきーちゃんは福祉に携わる人々のやさしい心から生まれた妖精です。福祉の「福」と「たぬき」から名付けられました。



さぬき市社協の事業とは

地域福祉活動

- 地域福祉活動計画の推進…2
- 小地域福祉活動の推進…3
- 地域いきいきネット事業…4
- 地域見守り隊事業…4
- ふれあいサロン事業…4
- 地域福祉物品貸出事業…4
- ボランティアセンター事業…5
- 避難行動要支援者個別避難計画作成事業…6
- 社協会費・寄付金…7
- 共同募金運動の推進…7

相談支援サービス

- 法律相談等事業…8
- 生活困窮者自立相談支援事業…8
- 生活福祉資金貸付事業…9
- 日常生活自立支援事業…9
- 成年後見事業…9
- 香川おもいやりネットワーク事業…10
- 重層的支援体制整備事業…10



子育て支援サービス

- ファミリー・サポート・センター事業…11
- 子育ておうえんひろば事業…11
- 子育てサロンの推進・支援…11
- 子育てボランティア団体支援…11



在宅福祉サービス

- さんさん在宅支援サービス事業…12
- 介護予防事業…12
- 生活支援体制整備事業…12

介護保険サービス

- 通所介護事業…13
- 訪問介護事業…13
- 居宅介護支援事業…13



障害福祉サービス

- 障害福祉サービス事業…14
- 就労支援B型事業…14
- 生活介護事業…14
- 特定相談支援事業…14



福祉施設の運営

- 軽費老人ホーム「行基ハイツ」…14



地域福祉活動

●第4期さぬき市地域福祉活動計画(2019～2024年度)

地域福祉活動計画は、さぬき市が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体や事業者が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたものです。

さぬき市社会福祉協議会では、この計画に基づき、地域住民や関係機関と連携・協力し、各事業の推進に取り組めます。住みよい地域社会は、住民の参加なしでは実現しません。この計画実行にむけて、いきいきネットやボランティア活動などを通して、多くの皆様の参加をお願いしてまいります。

基本理念

優しさと思いやりが織りなす
「いきいき福祉のまち」

～手と手を取り合い、みんなが笑顔で暮らせる
地域社会をつくりましょう!～

基本理念に示す「いきいき福祉のまち」を実現するために
3つの基本目標を定め、取り組みを推進します。

基本目標

- 1 住民主体の支え合いによるまちづくり
- 2 安心して暮らせるサービス利用の仕組みづくり
- 3 いきいき福祉の基盤づくり

本計画は、
さぬき市社協HPにて
ご覧いただけます。
<https://sanuki-syakyo.jp/>



●小地域福祉活動の推進

私たちの住む「さぬき市」には、子どもから高齢者まで、さまざまな人が住んでいます。特に核家族化や高齢化の進行により、子育て家庭の孤立や一人暮らし高齢者等の生活課題を抱えている人、何らかの支援を必要とする人がいます。

そのため、地域・自治会等を単位とする小地域で、地域で起きている課題を地域の人と一緒に考え、解決に向けた取り組みを進めることで、地域の交流を深め、地域の支え合い力を高めます。

また、小地域福祉活動を推進・支援するため、生活圏域（津田・大川・志度・寒川・長尾の5地区）ごとに地区担当者を配置しています。

🌸小地域福祉活動とは

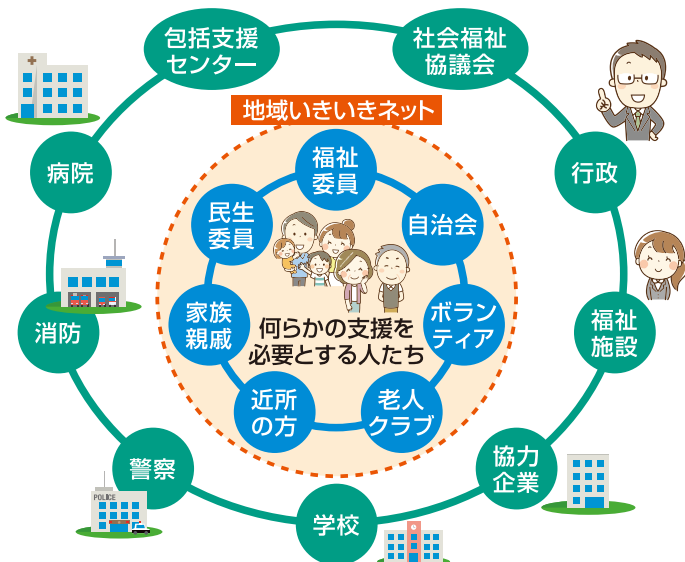
地域の皆さんがその地域の課題・問題点を共有し、実践できる解決方法を考え、実践していくことです。

- 1 課題を見つける。
- 2 解決方法を考える。
- 3 解決方法を実践する。
- 4 解決につながる。



🌸見守りネットワーク活動

私たちの住むさぬき市には、子どもから高齢者まで、様々な人が住んでいます。特に核家族化や高齢化により、子育て家庭の孤立や一人暮らし高齢者等の生活課題を抱える等、何らかの支援を必要とする人たちが増えてきています。誰もが住みなれた地域でその人らしく安心して生活を送れるよう、見守りネットワークを築いていく活動です。



🌸地区担当者は次のサポートをします

いつでもご相談にのります。

地域で生活していて困ったこと・気になることがあった時、どこに相談していいのか分からない時は、地区担当者がご相談にのり、関係機関につなげます。



活動を広げるお手伝いをします。

地域の行事や活動を運営する人材が限られている時は、地域活動に参加するきっかけづくり等を一緒に考え、取り組みます。



支え合える仕組みをつくります。

今あるサービスや住民同士の支え合いだけでは解決できない問題も、民生委員・児童委員・福祉委員・自治会長や関係機関との連携や、新たな資源の開発を通じて、支え合える仕組みをつくります。

🌸災害福祉マップの作成支援

地震や台風による災害に備えて、平常時から地域の防災力を高め、地域の支援体制を構築していくことを目的に、自治会単位で災害福祉マップ作成の支援を行っています。



連絡先

地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

●地域いきいきネット事業



地域いきいきネットとは

住民一人一人が活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。地域福祉推進員とその他地区の各種団体から選出された代表者によって構成される住民組織です。

地域いきいきネットは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような町づくりを地域住民自らが自主的に実践することを目的にし、私たちの生活上のいろいろな問題や課題について話し合い、問題解決のための活動や福祉の風土づくりを進めていくため活動をしています。

●組織の構成

●地域福祉推進員

(自治会長、民生委員・児童委員、福祉委員、地域福祉実践者等)

●各地域団体

(ボランティアグループ、婦人会、老人クラブ、PTA、青年会etc.)

●福祉委員とは

福祉委員は、身近な地域における住民の地域生活課題(困りごと)を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する“地域のアンテナ役”です。

また、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係者・専門職等と連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって発見した地域生活課題(困りごと)の解決に向けて取り組んで頂く地域のボランティアです。

●ふれあいサロン事業

サロンは、外出機会の少ない高齢者や障がいがある方、子育て中の方など、歩いていける場所で、地域住民と参加者が一緒にになり、情報交換や孤立防止などを目的に、心豊かな充実した人生を送るための、楽しい仲間づくりをする憩いの場を提供するサービスです。

●活動内容例

- ◆ 茶話会でのおしゃべり
- ◆ 血圧測定・健康チェック
- ◆ 体操・運動
- ◆ 作品づくり
- ◆ 地域の子どもの交流会
- ◆ 日帰り温泉等



●地域見守り隊事業

地域見守り隊は、高齢者などの孤立死といった事故を未然に防ぐため、地域の方々で見守り活動を行うことにより、日常生活における異変や問題を早期に発見し、社会福祉協議会や関係機関へ連絡することで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていくことを目的にしています。

●地域見守り隊ってどんなことをするの？

見守りが必要な方を定期的に見守り、いつもと違う状況(異変等)を感じた時に関係機関へ連絡します。

●地域福祉物品貸出事業

自治会や各種団体など、地域でのふれあいのきっかけづくりを目的にイベントに必要な機材の貸し出しを行ないます。

また、高齢者等で歩行が困難な方に、一時的に車椅子の貸し出しをしています。(介護保険対象外)



連絡先

地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

● ボランティアセンター事業

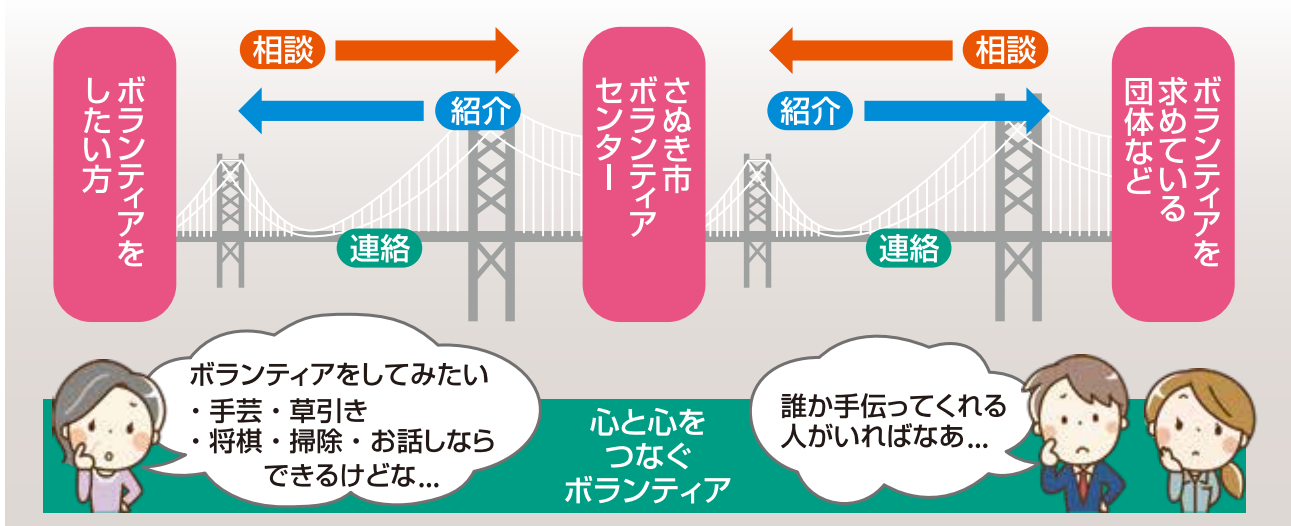
🌸 登録・斡旋・相談

ボランティアセンターは、ボランティアをしたい方とボランティアを求めている方の橋渡しをしています。

また、安心してボランティア活動が行えるよう、ボランティア保険の加入も受け付けています。

● ボランティアセンターの役割

- ① ボランティアをつなぐ
- ② ボランティア情報の発信やボランティア活動の啓発
- ③ ボランティアに関する学びの場の提供
- ④ ボランティアグループ支援
- ⑤ 福祉活動やボランティア活動への理解と関心を深める。



🌸 災害ボランティアセンターの運営

大規模災害発生時にボランティア団体、企業等の関係団体や行政と連携して災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアのコーディネートを行います。

また、災害発生時に迅速に災害ボランティアセンターが役割を果たせるようさぬき市災害ボランティア活動連絡会を運営しています。

🌸 災害ボランティア活動の支援

地域住民の防災意識高揚と災害時におけるボランティア活動の理解を広く周知するため、研修会を開催しています。



また、有事に被災復旧活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンターの組織体制を構築するなどの仕組みづくりを整備しています。

🌸 災害ボランティアセンターの役割

- ① 被災された方のニーズや困りごとの相談窓口として相談を受けます。
- ② ボランティア活動希望者の窓口として受付を行います。
- ③ 被災された方のさまざまなニーズや困りごとに対して、ボランティアを調整します。

地域に根ざした社協の役割として、災害ボランティアセンターを行政やNPO団体等と協働して運営をすることで、その支援を最大限に活かし、多岐にわたるニーズや困りごとに対して、効果的に対応・調整して長期的に地域の復旧・復興を目指していきます。

🌸 さぬき市災害ボランティア活動連絡会

平時の防災活動や災害時における被災地の支援活動を積極的に行おうとするさぬき市及びさぬき市内の団体が情報交換と協力関係を築き、平時から顔の見える関係づくりを行い、災害支援活動を円滑かつ効果的に推進することを目的に設置しています。

連絡先 地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

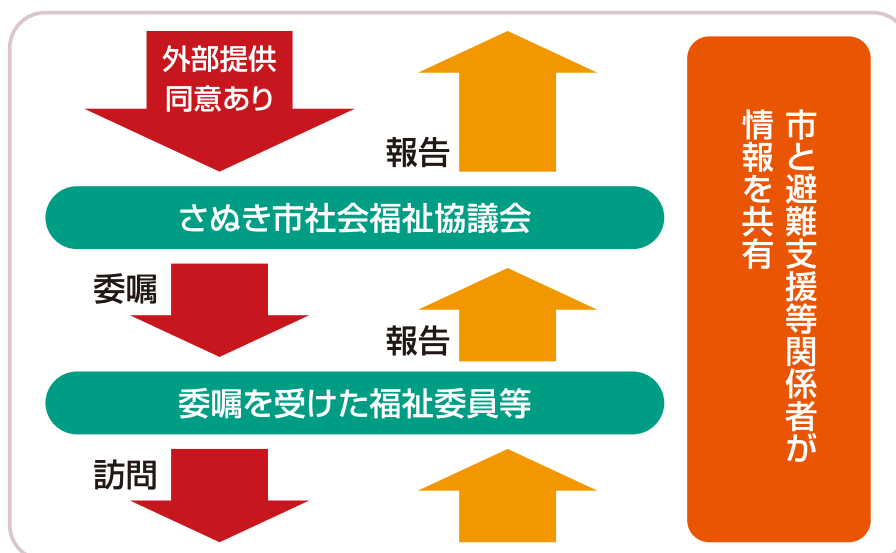
●避難行動要支援者個別避難計画作成事業(市受託事業)

さぬき市では、災害が発生したときや災害が発生するおそれがあるとき、避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者一人一人に関する避難支援等について定めた個別避難計画の作成を進めています。そこで個別避難計画の作成にあたり、避難支援等関係者へ名簿の外部提供をすることに同意を得られた方には、さぬき市が業務を委託したさぬき市社会福祉協議会から委嘱された「福祉委員等」が地域における避難支援等関係者の一員となり、ご本人やご家族との話し合いを行うため、ご家庭を訪問させていただき、個別避難計画を作成しています。地域の方々や避難行動要支援者の方が安心して暮らせる地域づくりを進めています。

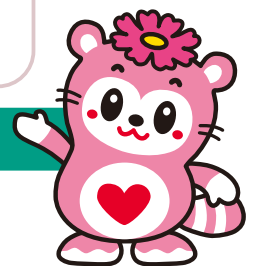


🌸個別避難計画作成の流れ

市役所「避難行動要支援者名簿」の作成



避難行動要支援者訪問(個別避難計画作成)



連絡先 地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

● さぬき市社協の活動は地域の皆様の支援に支えていただいております。

🌸 社協会費と寄付

さぬき市社協が取り組むさまざまな事業は、多くの方から寄せられた会費や寄付金によって支えられています。

具体的な活動にはなかなか参加することができない方も、お互いに支え、共につくる町づくりのために、会費や寄付という形でさぬき市社協への応援をよろしくをお願いします。



🌸 赤い羽根共同募金運動並びに地域歳末たすけあい運動の推進

赤い羽根共同募金は、地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また、市民のやさしさや思いやりを届ける市民主義の運動として展開されています。共同募金は、市民自らの活動を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」です。

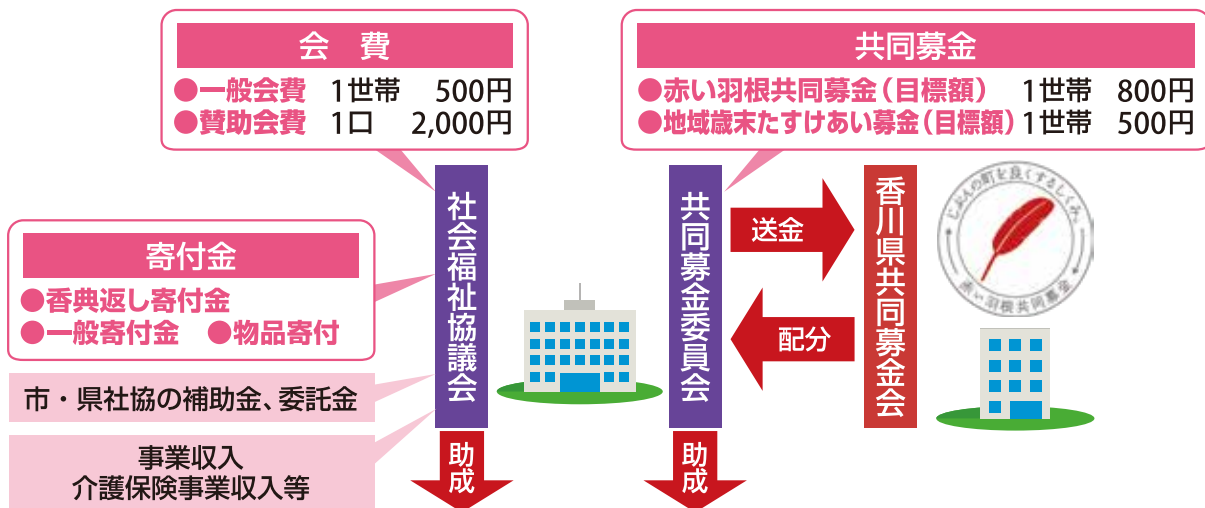
さぬき市社協は、香川県共同募金会のさぬき市単位の事務局として、募金のとりまとめや募金活動を行っています。



会費・寄付金のご協力をお願いします。

社協の財源

地域のみなさまからの会費や寄付金、共同募金配分金のほか、活動の重要性・公共性により、市などからの補助金・委託金によって、地域福祉活動を行っています。



地域いきいきネット事業

各地域に配分され、ふれあいサロン事業・地域見守り隊事業等に使われています。財源は、社協会費、共同募金配分金、寄付金で賄われています。

● 赤い羽根共同募金

福祉団体・ボランティア団体等

集められた募金は、翌年度に助成され、福祉活動を通して、住民の皆さんに還元されます。

● 地域歳末たすけあい募金

歳末見舞金配分事業

80歳以上の一人暮らしの方や寝たきり者の介護者、要保護・準要保護児童生徒世帯等に配分されます。

連絡先

地域生活支援課
TEL 0879-26-9940



相談支援サービス



法律相談等事業（市受託事業）

住民が身近に相談できる相談窓口を設けています。

- ☆法律相談：民事上のトラブルや争いごとの相談を受け付けています。
（例えば、損害賠償請求・借金・離婚・相続・不動産に関する争いごとの相談等）
- ☆土地・建物相談：不動産に関する悩み相談を受け付けています。
（例えば、不動産の有効利用・不動産に関する相続の相談等）

開設	時間	開設	開設場所
月1回	13:30～16:00	法律相談	志度社会福祉センター
月2回	13:30～16:00	法律相談	さぬき市社会福祉協議会本所 (さぬき市寒川庁舎)
月1回	13:00～15:00	土地・建物相談	

※日程については、毎月の市広報「さぬき」に掲載されています。

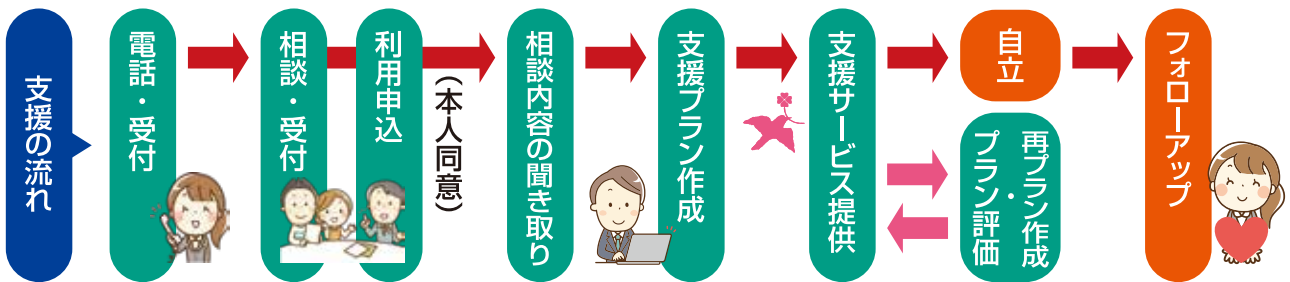
生活困窮者自立相談支援事業（市受託事業）

●さぬき市自立相談支援センター「おうえんネット」

生活困窮者自立支援法により、生活困窮者の自立に向けた支援を行うことで、生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、課題がより複雑化、深刻化する前に自立の促進を図ることを目的として、行政や関係機関と連携を図り、実施します。

●どんな相談でも大丈夫! たとえば・・・

- ◆生活費に困っている。
 - ◆家計のやりくり困っている。
 - ◆借金が多くて悩んでいる。
 - ◆仕事がなかなか決まらない。
 - ◆病気で働けなくなった。
 - ◆家族のことで悩んでいる。
 - ◆社会に出るのが怖い。
 - ◆将来が不安。
- など。



●生活困窮者家計改善支援事業（市受託事業）

家計のやりくり困っている方には、家計計画表等を作成し、ご自身の家計状況の「見える化」と根本的な課題の把握ができるよう、お手伝いいたします。また、貸付のあっせんや債務整理の相談につなげるなど、生活再生に向けた相談支援を行います。

●生活困窮者就労準備支援事業（市受託事業）

様々な理由で長期間就労から遠ざかっている方やコミュニケーションがうまくいかない方、生活リズムが不規則な方など、すぐに職に就くことが難しい方への支援を行います。就労に向けた準備として、個別ワークやグループワーク、就労体験などを行い、就労に必要な基礎能力の形成・就労意欲の喚起を図りつつ、一般就労につなげるサポートや就労機会の提供を行います。

連絡先 **地域生活支援課**
TEL 0879-26-9940

生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要に応じた資金貸付を行うとともに、民生委員・児童委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、安定した生活が送れるようにすることを目的としています。

総合支援資金	福祉資金	教育支援資金	不動産担保型生活資金
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生活支援費 ◆ 住宅入居費 ◆ 一時生活再建費 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 福祉費 ◆ 緊急小口資金 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 教育支援費 ◆ 就学支度費 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不動産担保型生活支援費 ◆ 要保護世帯向け 不動産担保型生活支援費

日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

判断能力に不安があるために適切な福祉サービスを受けることの難しい方が、地域で自立した生活を送れるよう、必要な手続の援助や利用料の支払代行などの日常生活を支援しています。

サービス内容

①福祉サービスの利用援助

福祉サービスについての情報提供、利用手続きのお手伝いや利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝いをさせていただきます。

②日常的金銭管理サービス

公共料金の支払いや年金受け取りの確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理をお手伝いします。

③書類等の預かり

定期預金通帳や年金証書など、無くして困る書類を預かって頂きます。

※「書類等の預かりサービス」のみの利用はできません。

●利用料：1回（1時間程度）1,500円

※ご相談は無料です。

成年後見事業

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々が、地域で安心して日常生活を送ることができるよう、本会が成年後見制度に基づく後見事務を専門機関と連携しながら行い、継続的に支援しています。

成年後見制度とは？

判断能力が不十分となった方について、家庭裁判所に申し立てを行うことで本人を支援する人（成年後見人など）が選ばれ、本人に代わって法律行為ができるようになる制度です。

この制度により、不動産や預貯金などの管理、介護サービスや施設入所の契約を結ぶなど本人を保護する行為が可能になります。



市民後見人とは？

成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた一般市民が、弁護士などの専門職後見人同様に、家庭裁判所から選任されて、後見活動を行います。

市民後見人は、市民感覚を活かしたきめ細やかな支援をしてくれる人材として期待されています。

さぬき市では、市民後見人の養成や活動支援を行っています。



連絡先

地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

社会福祉法人（社会福祉法人施設と市町社会福祉協議会）が中心となり民生委員・児童委員をはじめ地域の福祉関係者と連携して、さまざまな原因で生活に困っている方（生活のしづらさを抱えている方）たちに寄り添いながら、訪問・相談等の支援活動等を通じ、誰もが住み慣れた地域で、人と人がつながる中で、その人らしく自立した生活を送ることができる「ふだんの暮らし」を、地域の中でつくっていく取組みを進めていく事業です。

● さぬき市地域ネットワーク会議 個別ケース検討会の開催

さぬき市では、香川おもいやりネットワーク事業参画法人及び団体の実務者で構成される『地域ネットワーク会議個別ケース検討会』を毎月1回開催し、様々なルートから上がってくる生活課題・福祉課題について支援策を見出し解決に繋げています。

● さぬき市の参画法人・協力団体 参画法人施設（5法人8施設）



- ◆ 志度玉浦園 ◆ 香東園 ◆ ゆたか荘
- ◆ さわかかホーム ◆ ヌーベルさんがわ ◆ のぞみ園
- ◆ 真清水荘 ◆ ハーティヴィラ亀鶴 (順不同)

協力団体（2社）

- ◆ (株) 幸楽苑 ◆ タイガーケアさぬき (順不同)

何かお困りごとがありましたら、お近くの社会福祉法人施設やさぬき市社協までお気軽にご相談ください。



● 重層的支援体制整備事業（市受託事業）

さぬき市社協では、地域共生社会の実現に向け、地域の困りごとを丸ごと受け止め、行政、住民、専門職、福祉団体などが連携し、生活課題や福祉課題を解決していく仕組みづくりを目指しています。

● 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

● 支援の内容

包括的相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・各支所に配置している地域福祉コーディネーターが、地域の困りごとや気になることを、属性や世代を問わず包括的に受け止めます。 ・相談の内容に応じて支援機関の窓口につないだり、専門職とのネットワークで対応します。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。
参加支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行います。 ・利用者のニーズを踏まえ、丁寧なマッチングや支援メニューをつくります。 ・利用の定着支援と受け入れ先の支援を行います。
地域づくりに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備します。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートします。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。
アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届けるため、訪問等を通して継続的に支援を行います。 ・関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を発見します。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力を置きます。
多機関協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や専門職団体など、多機関が協働して支援を行う相談支援体制を構築します。 ・支援プランを作成し、重層的支援会議で支援関係機関の役割分担を図ります。



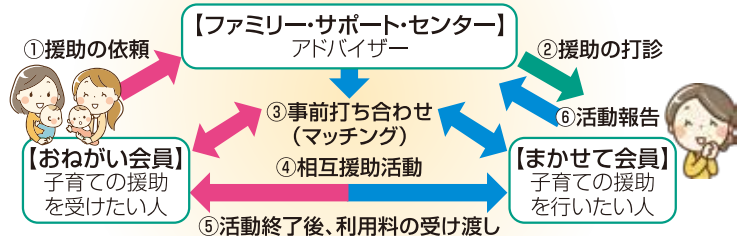
子育て支援サービス

ファミリー・サポート・センター事業 (市受託事業)

ファミリー・サポート・センター (通称：ファミサポ) とは、地域の中で子育ての「援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員となり、子育てについて助け合う会員組織です。(有償ボランティア)

地域において、安心して子育てのできる環境を整備し、児童福祉の向上を図り、地域の子育て力を高めることを目的としています。

●ファミサポのしくみ



※ご利用にはおねがい・まかせて会員ともに事前の登録が必要です。

●料金について

子ども一人あたりの基準額

平日 7:00 ~ 19:00	30分400円	1時間600円
月~金 上記以外の時間 土・日・祝日、年末年始 (12/29 ~ 1/3)	30分500円	1時間700円

- 同一世帯で同一時間帯、同一内容の利用の場合、2人目からは半額になります。
- 1時間を超えた利用の場合、30分増す毎に1時間の利用料金の半額が加算されます。

連絡先

ファミリー・サポート・センター
TEL 087-894-1542

こんな援助をしています!

- 保育施設や放課後児童クラブなどの送迎とその前後の預かり
 - 冠婚葬祭や学校行事などで外出する際のお預かり など
- ※病児や宿泊を伴う支援または家事援助はできません。

子育ておうえんひろば

●親子カフェ“ぴよんぴよん”

子育て中のパパ、ママ、孫育てをしているおじいちゃん、おばあちゃんがお子様連れでゆったりできる場所とランチを提供しています。お子様が遊べる広いスペースとおもちゃがあります。ボランティアさん考案の週替わりのランチは、おいしいと評判です。

毎月、わくわくdayとしてリズム遊び、工作、料理、読み聞かせなども行っています。



こどもランチ100円



大人ランチ400円
(コーヒーか紅茶、お菓子付)

※金額など変更になる場合があります。

開所日時：毎週水曜日 10:00 ~ 13:00
 開所場所：旧志度幼稚園末分園 (さぬき市末1300番地)
 ※予約制 (6組まで)

子育てサロン

子育て中の親子が、気軽に・無理なく・楽しく・自由に集い、子育ての相談や情報交換、趣味の活動等を通して子育てを楽しみ、仲間づくりを行う、ふれあい活動の場を提供しています。サロンの世話人は、あたたかくてどんなことでも相談できる頼りになる存在です。

●8つの子育てサロンがあります。

- ◆ ぽかぽか ◆ おひさまひろば ◆ き☆ら☆ら
- ◆ 育児ふれあいサークル“すくすく”さくらんぼ ◆ Brillar
- ◆ ピュア・サザン(香) ◆ あそびんず ◆ bunko

子育てボランティア

子育て家庭のサポートとして、各種団体等が開催する行事などで子どもをボランティアさんがお預かりします。

地域の子育ての先輩として暖かくサポートしてくれます。

連絡先

地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

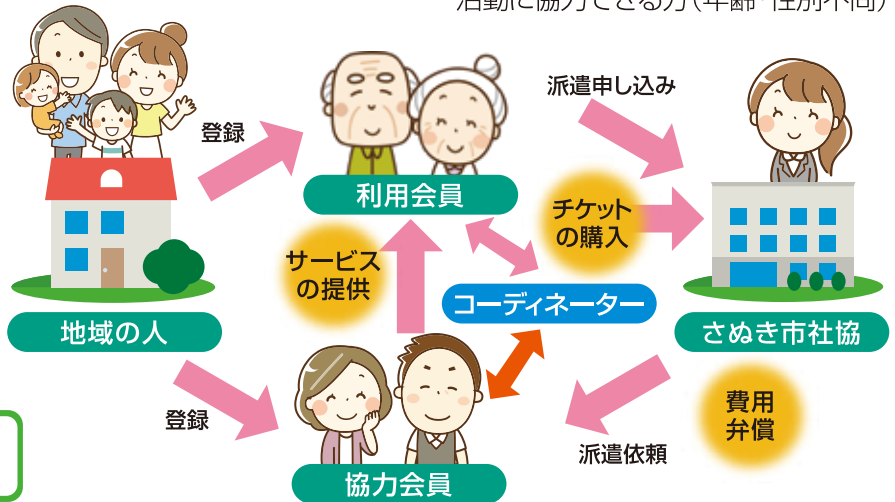


在宅福祉サービス

さんさん在宅支援サービス事業

さんさん在宅支援サービス事業は、[協力会員] [利用会員]に登録して頂き、[協力会員]が、有償で[利用会員]の生活の自立を支援する事業です。
調整役をさぬき市社協が行い、お互い良好な関係のもとに助け・助けられる関係づくりを行います。

- **援助の内容**
 - ◆ 調理 ◆ 買い物
 - ◆ 洗濯(衣類など)
 - ◆ ゴミ出し ◆ 話し相手
 - ◆ 安否確認
 - ◆ 掃除、整理整頓
 - ◆ (院内介助) など
- **費用弁償費**
 - ◆ 700円 / 1時間あたり

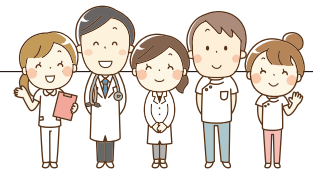


連絡先 地域生活支援課
TEL 0879-26-9940

介護予防事業(市受託事業)

●元気のからくり教室

対象者：市内在住の65歳以上の方
介護保険制度の居宅サービスを利用していない方(要介護認定者は要相談)
内容：筋力アップ体操、お口の健康、認知症予防など



◆ **しゃきしゃき半日コース**
(火～金)
利用時間:10:00～13:30

連絡先 福祉の里
さぬき市昭和1050番地1
TEL 0879-24-9011

◆ **しゃきしゃき半日コース**
(火：寒川ふれあいプラザ)
(水：鴨部ふれあいプラザ)
利用時間:9:30～11:30 13:30～15:30

連絡先 志度支所
さぬき市鴨庄4610番地44
TEL 087-894-1542

●いきいき健康教室

市内のおおむね65歳以上の方に対して、要介護状態にならないように地域に出向き、さまざまな講座等を実施しています。

連絡先 志度支所
さぬき市鴨庄4610番地44
TEL 087-894-1542

●生活支援体制整備事業(市受託事業)

生活支援コーディネーターや協議体の設置等を通じて、生活支援・介護予防サービスが創出される仕組みづくりを関係機関や地域と連携しながら実施しています。

連絡先 地域生活支援課
TEL 0879-26-9940



介護保険サービス

通所介護事業（デイサービス）



●サービス概要

個別送迎、健康チェック、入浴サービス、季節感のある美味しい食事を召し上がっていただき、一日楽しく過ごしていただけます。

機能訓練

- ◆ 理学療法士や看護師等による個別機能訓練
- ◆ 認知症予防脳トレーニング
- ◆ 健康体操

レクリエーション

認知症予防ゲーム・カラオケ・手芸・囲碁将棋等

連絡先

● 福祉の里 さぬき市昭和1050番地1 TEL 0879-23-6202

訪問介護事業（ホームヘルパー）



●サービス概要

訪問介護

ご家庭へお伺いして身体介護・生活援助といった日常生活上のお世話をさせていただきます。

予防訪問介護

自立支援と目標指向型のサービスを提供します。
(単に生活機能を低下させるような家事代行型のサービスは原則的に行いません。)

連絡先

● 福祉の里 さぬき市昭和1050番地1 TEL 0879-23-6202

居宅介護支援事業（ケアマネージャー）

●サービス概要

住み慣れた地域の中で、自分らしく生活が送れるように、介護支援専門員（ケアマネージャー）がお手伝いをさせていただきます。

- ◆ 介護認定申請、変更、更新の手続き代行
- ◆ 介護保険サービス計画の相談及び作成
- ◆ 介護保険サービス事業者との連絡調整
- ◆ 受けられたサービス内容の見直しと調整
- ◆ 介護保険や介護に関する相談
相談は無料です。ご利用の際はまずお電話ください。

連絡先

● 志度支社（志度社会福祉センター内）
さぬき市鴨庄4610番地44 TEL 087-802-2641





障害福祉サービス



障害福祉サービス事業

居宅介護：障がい者（児）の方が自宅において自立した日常生活や社会生活を営む事ができる様に、（ホームヘルパー）身体介護及び家事援助、通院介護を行います。

重度訪問介護：重度の障がいがあり、日常介護を必要とする方に自立した生活や社会生活を営む事ができる様に、身体介護や家事援助、見守り、移動支援等生活全般の援助を行います。

行動援護：知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常時介護が必要な方に、行動する時必要な介護や生じる危険回避のための援護及び外出時の移動支援等を行います。

同行援護：重度の視覚障がいにより、移動が困難な方に外出時に同行して移動支援を行います。

移動支援：障がい者（児）の方の社会参加や余暇活動のための外出、移動支援を行います。

ガイドヘルプ：障がい児の方が学校等に通園通学する時に、ガイドヘルパーが付き添って介助、通学の支援を行います。

連絡先 ● 福祉の里 さぬき市昭和1050番地1 TEL 0879-52-3235

就労継続支援B型事業

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を送ることが出来るよう就労や生産活動の機会を提供いたします。また、就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行い、一般就労等への移行に向けての支援をいたします。

連絡先

- 恵生ノ園 さぬき市昭和1050番地1 TEL 0879-52-6570
- きんりん園 さぬき市津田町津田2571番地101 TEL 0879-42-3681
- さざんか園 さぬき市大川町富田中3003番地 TEL 0879-43-2438
- 真珠の社じど さぬき市志度4610番地44 TEL 087-894-5334 (志度社会福祉センター内)

生活介護事業

利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて食事や排泄の介護、相談、その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行います。

連絡先

- 明日葉 さぬき市大川町富田中2197番地1 (大川社会福祉センター内) TEL 0879-26-9111

障害者相談支援センター（特定相談支援事業）

障がい者が住み慣れた地域の中で、自分らしく生活が送れるように、専門員がお手伝いをさせていただきます。

連絡先

- 地域生活支援課 TEL 0879-26-9940

- ◆ サービス計画の相談及び作成
- ◆ 事業者との連絡調整
- ◆ 受けられたサービス内容の見直しと調整
- ◆ 支援に関する相談相談は無料です。ご利用の際はまずお電話ください。



福祉施設の運営



軽費老人ホーム（ケアハウス）「行基ハイツ」

一人暮らしや夫婦暮らしの方、家庭環境や住宅事情、また、身体機能の低下や高齢のために居宅での生活に不安な60歳以上の方々に入所者の自立を尊重した、明るく健康的な生活の場を提供することを目的としています。

- サービス概要**
- ◆ 食事の提供（1日3食、栄養士の献立による。）
 - ◆ 入浴の準備 ◆ 各種生活相談と助言
 - ◆ 必要に応じ外部福祉サービス導入の手配
 - ◆ 疾病、負傷等緊急時の対応

連絡先

- 行基ハイツ さぬき市昭和1050番地1 TEL 0879-52-6388

福祉お役立ち情報を発信しています。



●市社協広報紙

さぬき市社協広報紙「ふれねっと」を、年4回に発行しています。

●市社協ホームページ

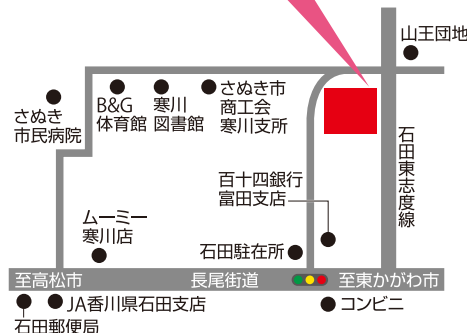
さぬき市社協 または <https://sanuki-syakyo.jp> へ。

市社協事業、イベント情報、求人情報、ボランティア情報などを掲載。



さぬき市社会福祉協議会

〒769-2395
さぬき市寒川町石田東甲935番地1
(さぬき市寒川庁舎内)
TEL：0879-26-9940
FAX：0879-26-9942



社会福祉
法人

さぬき市社会福祉協議会

本所・寒川支所

〒769-2395
さぬき市寒川町石田東甲935番地1(さぬき市寒川庁舎内)
TEL：0879-26-9940 FAX：0879-26-9942

津田支所

〒769-2401
さぬき市津田町津田138番地16(さぬき市津田働く婦人の家内)
TEL：0879-42-2522 FAX：0879-42-2360

大川支所

〒761-0902
さぬき市大川町富田中2197番地1(大川社会福祉センター内)
TEL：0879-43-6590 FAX：0879-23-2203

志度支所

さぬき市ファミリー・サポート・センター
〒769-2102
さぬき市鴨庄4610番地44(志度社会福祉センター内)
TEL：087-894-1542 FAX：087-894-1617

長尾支所

〒769-2301
さぬき市長尾東888番地5(さぬき市長尾公民館内)
TEL：0879-52-2950 FAX：0879-52-2951

福祉の里

〒769-2304
さぬき市昭和1050番地1(さぬき市地域福祉センター内)
TEL：0879-52-3235 FAX：0879-52-3250

さぬき市軽費老人ホームケアハウス 「行基ハイツ」

〒769-2304
さぬき市昭和1050番地1
TEL：0879-52-6388

この冊子は、赤い羽根共同募金の助成を受けて作成しました。

